附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、九月一日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

告　示

○総務省告示第三百九十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十三年八月十七日

総務大臣　片山　善博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　岩手県宮古市築地２－２－39　(59.70) (2)　岩手県宮古市藤原上町117－１　(82.30)	北緯39度38分31秒東経141度57分35秒の地点と北緯39度38分27秒東経141度57分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度38分22秒東経141度57分33秒の地点と北緯39度38分08秒東経141度57分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県宮古市築地２－２－39　(59.80) (2)　岩手県宮古市重茂第30地割53－１　(466.90)	北緯39度38分31秒東経141度57分35秒の地点と北緯39度38分22秒東経141度57分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度37分34秒東経141度59分33秒の地点と北緯39度37分14秒東経142度00分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県二戸市金田一字沢田71－７　(304.50) (2)　青森県三戸郡新郷村大字西越字石ヶ守76－１　(253.20)	北緯40度18分50秒東経141度16分38秒の地点と北緯40度25分19秒東経141度11分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　青森県十和田市西三番町１－42　(108.80) (2)　青森県十和田市大字伝法寺字和田山１－91　(133.00)	北緯40度36分38秒東経141度13分03秒の地点と北緯40度34分55秒東経141度16分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度34分54秒東経141度16分10秒の地点と北緯40度34分03秒東経141度17分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　青森県むつ市赤川町126－１　(35.80) (2)　青森県むつ市大字大平字荒川山２　(786.60)	北緯41度16分21秒東経141度12分30秒の地点と北緯41度16分27秒東経141度11分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯41度16分40秒東経141度09分35秒の地点と北緯41度16分55秒東経141度07分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　青森県上北郡七戸町字原久保95―122　(57.40) (2)　青森県上北郡七戸町字鶴児平173－１　(114.50)	北緯40度43分53秒東経141度09分31秒の地点と北緯40度43分50秒東経141度09分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度43分49秒東経141度09分09秒の地点と北緯40度43分43秒東経141度08分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度43分26秒東経141度06分32秒の地点と北緯40度43分22秒東経141度06分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　山形県上山市久保手字久保手3152　(274.60) (2)　山形県山形市蔵王温泉字駒鳴セ1178－１　(694.00)	北緯38度11分09秒東経140度16分42秒の地点と北緯38度10分00秒東経140度21分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　秋田県大館市字長倉91　(112.10) (2)　秋田県大館市比内町中野字前田尻73　(113.00)	北緯40度16分17秒東経140度33分39秒の地点と北緯40度16分12秒東経140度33分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度16分05秒東経140度33分43秒の地点と北緯40度15分40秒東経140度33分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度15分37秒東経140度33分53秒の地点と北緯40度12分17秒東経140度35分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　山形県最上郡舟形町舟形字小田山2692－５　(222.90) (2)　山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2904－４　(131.90)	北緯38度40分59秒東経140度18分54秒の地点と北緯38度44分18秒東経140度10分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　千葉県成田市幸町454　(94.00) (2)　千葉県富里市七栄字東二本榎431－４　(84.20)	北緯35度47分05秒東経140度18分46秒の地点と北緯35度44分26秒東経140度19分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　埼玉県坂戸市本町10－８　(76.80) (2)　埼玉県日高市大字田波目字愛宕久保135－２　(100.60)	北緯35度57分38秒東経139度23分43秒の地点と北緯35度55分47秒東経139度21分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度55分44秒東経139度21分13秒の地点と北緯35度55分40秒東経139度21分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　茨城県水戸市田谷町字飯田道東2278－１　(86.10) (2)　茨城県那珂市戸字大境6089－４　(78.20)	北緯36度26分15秒東経140度27分07秒の地点と北緯36度26分54秒東経140度26分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　茨城県水戸市大場町字沢畑732－４　(65.80) (2)　茨城県東茨城郡大洗町港中央５－２　(38.20)	北緯36度19分47秒東経140度32分03秒の地点と北緯36度19分46秒東経140度32分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度19分44秒東経140度32分13秒の地点と北緯36度19分08秒東経140度33分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域